



2024年2月14日

各位

会社名 ロードスターキャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩野 達志
(コード番号：3482 東証プライム市場)
問合わせ先 取締役最高財務責任者 川畑 拓也
(TEL. 03-6630-6690)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり2024年3月22日開催予定の第12期定時株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款の変更の理由

- 変更案第2条第1号は、当社グループの事業内容の多角化、新規事業への進出に備えるため、新たな事業目的を追加するものであります。
- 変更案第30条第2項及び第3項は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役の選任に関する規定を新設するとともに、補欠監査役の選任決議の有効期間も定めるものであります。
- 変更案第27条及び第35条は、取締役会議事録及び監査役会議事録について電磁的記録による作成を可能とするためのものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(新設) <u>(1)</u> 第二種金融商品取引業 <u>(2)</u> 投資助言・代理業 <u>(3)</u> 投資運用業 <u>(4)</u> 匿名組合財産の運用、管理及びコンサルティング <u>(5)</u> 匿名組合出資持分等の集団投資スキーム持分に関し出資された金銭の分別管理 <u>(6)</u> 有価証券の取得、運用、投資及び保有 <u>(7)</u> 匿名組合出資持分の取得、保有、処分及び媒介 <u>(8)</u> 不動産の取得、所有、売買、賃貸、仲介及び管理 <u>(9)</u> 不動産に係るコンサルティング	<u>(1)</u> <u>第一種金融商品取引業</u> <u>(2)</u> 第二種金融商品取引業 <u>(3)</u> 投資助言・代理業 <u>(4)</u> 投資運用業 <u>(5)</u> 匿名組合財産の運用、管理及びコンサルティング <u>(6)</u> 匿名組合出資持分等の集団投資スキーム持分に関し出資された金銭の分別管理 <u>(7)</u> 有価証券の取得、運用、投資及び保有 <u>(8)</u> 匿名組合出資持分の取得、保有、処分及び媒介 <u>(9)</u> 不動産の取得、所有、売買、賃貸、仲介及び管理 <u>(10)</u> 不動産に係るコンサルティング

<p>(10) 資産運用に係るコンサルティング</p> <p>(11) 不動産に関する投資顧問業</p> <p>(12) インターネット等の通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス</p> <p>(13) インターネットのウェブサイト、ウェブコンテンツ及びホームページの企画立案、制作、保守及び運営管理</p> <p>(14) 不動産特定共同事業法に基づく事業</p> <p>(15) 金銭の貸し付け、債務の保証並びにその他金融業務</p> <p>(16) 金融商品仲介業</p> <p>(17) 金融サービス仲介業</p> <p>(18) 前各号に付帯するその他一切の業務</p>	<p>(11) 資産運用に係るコンサルティング</p> <p>(12) 不動産に関する投資顧問業</p> <p>(13) インターネット等の通信ネットワークを利用した各種情報提サービス</p> <p>(14) インターネットのウェブサイト、ウェブコンテンツ及びホームページの企画立案、制作、保守及び運営管理</p> <p>(15) 不動産特定共同事業法に基づく事業</p> <p>(16) 金銭の貸し付け、債務の保証並びにその他金融業務</p> <p>(17) 金融商品仲介業</p> <p>(18) 金融サービス仲介業</p> <p>(19) 前各号に付帯するその他一切の業務</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会の議事録は法令で定めるところにより作成し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに署名または記名押印する。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。</u></p>
<p>(監査役の選任の方法)</p> <p>第 30 条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の選任の方法)</p> <p>第 30 条 当会社の監査役(補欠監査役を含む。)は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役会議事録)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、監査役会において作成する議事録に記載又は記録し、出席した監査役が署名又は記名押印する。</u></p>	<p>(監査役会議事録)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年3月22日
定款変更の効力発生日	2024年3月22日

以上